

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (法制文書課)	19
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (税務課)	19
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (防災消防課)	20
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業支援課)	21
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	21
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (漁業管理課)	22
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	22
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	22
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	23
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	24
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	24
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	25
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	25
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	26
○道路の供用の開始..... (道路課)	26
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路課)	26
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等..... (河川課)	27
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (砂防災害課)	27
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正..... (出納局総務課)	28

告 示

北海道告示第276号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成19年4月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

総合文書管理システム運用・保守業務 一式

2 随意契約の相手方を決定した日

平成19年3月30日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 富士電機システムズ株式会社

(2) 住 所 東京都品川区大崎1丁目11番2号

4 随意契約に係る契約金額

61,110,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総務部人事局法制文書課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第277号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成19年4月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

(1) 道税総合情報処理システムオンライン業務、センタ処理業務及び税務電算処理に係る帳表の管理保管等業務

(2) 道税総合情報処理システム入力媒体作成業務

ア 随意契約に係る特定役務の名称

(ア) ANK 1字当たりの単価

(イ) 漢字 1字当たりの単価

(ウ) 入力媒体 1件当たりの単価

イ 数量

(ア) ANK 調達予定数量 174,379,600字

(イ) 漢字 調達予定数量 7,485,900字

(ウ) 入力媒体 調達予定数量 2,214,950件

(3) 道税総合情報処理システムシーリング業務

ア 随意契約に係る特定役務の名称

- (ア) 封かん 1 件当たりの単価
(イ) 封入・封かん 1 件当たりの単価

イ 数量

- (ア) 封かん 調達予定数量 731,300件
(イ) 封入・封かん 調達予定数量 3,990,100件

(4) 道税総合情報処理システムコレートアンドディタッチャー処理業務

- ア 随意契約に係る特定役務の名称
1 件当たりの単価

- イ 数量 調達予定数量 404,500件

(5) 道税総合情報処理システムCD-ROM作成業務

- ア 随意契約に係る特定役務の名称

- (ア) マスタ 1 枚当たりの単価
(イ) コピー 1 枚当たりの単価

イ 数量

- (ア) マスタ 調達予定数量 31枚
(イ) コピー 調達予定数量 499枚

(6) 道税総合情報処理システムプログラム作成業務

- ア 随意契約に係る特定役務の名称
1 人工当たりの単価

- イ 数量 調達予定数量 80人工

2 随意契約の相手方を決定した日

平成19年3月26日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社HBA
(2) 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地

4 随意契約に係る契約金額

- (1) 道税総合情報処理システムオンライン業務、センタ処理業務及び税務電算処理に係る
帳表の管理保管等業務 658,368,900円
(2) 道税総合情報処理システム入力媒体作成業務
ア ANK 1 字当たりの単価 39銭
イ 漢字 1 字当たりの単価 1 円56銭
ウ 入力媒体 1 件当たりの単価 30銭
(3) 道税総合情報処理システムシーリング業務
ア 封かん 1 件当たりの単価 3 円50銭
イ 封入・封かん 1 件当たりの単価 3 円50銭

- (4) 道税総合情報処理システムコレートアンドディタッチャー処理業務
1 件当たりの単価 14円

(5) 道税総合情報処理システムCD-ROM作成業務

- ア マスタ 1 枚当たりの単価 15,500円
イ コピー 1 枚当たりの単価 2,200円

(6) 道税総合情報処理システムプログラム作成業務

- 1 人工当たりの単価 572,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部財政局税務課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第278号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成19年4月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

緊急防災情報ネットワークシステム機器の賃貸借 一式

2 随意契約の相手方を決定した日

平成19年3月30日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社HBA
(2) 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地

4 随意契約に係る契約金額

月額 1,202,250円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び住所

- (1) 名 称 北海道総務部危機対策局防災消防課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成19年4月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

月形土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成19. 3. 27	理 事	山 際 榮 二	樺戸郡月形町字知来乙3589番地 1
同	同	同	皆 川 一 夫	同 11番地の2
同	同	同	渡 辺 祥 紀	同 字南耕地3622番地 1
同	同	同	山 崎 武	同 字枯木番外地
同	同	同	岩 村 和 男	同 字知来乙161番地
同	同	同	鹿 嶋 春 雄	同 字アッカルシュナイ1863番地14
同	同	同	長 瀬 繁 一	同 字札比内1124番地24
同	同	同	佐 藤 博 次	同 999番地932
同	同	同	池 上 一 紀	同 字札比内1272番地の2
同	同	監 事	溝 口 智 孝	同 字南耕地1475番地 3
同	同	同	笠 間 盛 幸	同 1032番地14
同	同	同	前 田 和 美	同 1010番地の407
退 任	同 19. 3. 26	理 事	本 城 健 一	同 字南耕地1400番地 1
同	同	同	一 柳 和 彦	同 12番地の10
同	同	同	山 際 榮 二	同 字知来乙3589番地 1
同	同	同	山 崎 武	同 字枯木番外地
同	同	同	岩 崎 吉 市	同 字赤川209番地
同	同	同	山 口 憲 章	同 字アッカルシュナイ1383番地
同	同	同	長 瀬 繁 一	同 字豊ヶ丘1559番地
同	同	同	金 澤 博	同 字札比内1006番地
同	同	同	岡 時 夫	同 字札比内1257番地 7
同	同	監 事	堀 英 雄	同 23番地17
同	同	同	笠 間 盛 幸	同 1032番地14
同	同	同	前 田 和 美	同 1010番地の407

多度志土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成19. 4. 1	理 事	堀 井 修	同 深川市幌内1560番地
同	同	同	大 井 利 也	同 湯内1786番地 1
同	同	同	近 澤 和 弘	同 鷹泊1406番地
同	同	同	岡 田 秀 隆	同 多度志175番地
同	同	同	松 井 勝 實	同 宇摩1478番地
同	同	同	柏 倉 晃	同 多度志南1418番地 1
同	同	監 事	竹 内 譲	同 多度志160番地 1
同	同	同	竹 田 武 志	同 幌内216番地
退 任	同 19. 3. 31	理 事	清 原 悟	同 宇摩1575番地
同	同	同	小 島 榮 一	同 多度志1262番地
同	同	同	堀 井 修	同 幌内1560番地
同	同	同	近 澤 和 弘	同 鷹泊1406番地
同	同	同	大 井 利 也	同 湯内1786番地 1
同	同	同	岡 田 秀 隆	同 多度志175番地
同	同	監 事	竹 内 譲	同 多度志160番地 1
同	同	同	竹 田 武 志	同 幌内216番地

北海土地改良区

退 任 年 月 日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成19. 3. 30	理 事	三 嶋 清 治	同 岩見沢市栗沢町上幌2698番地

北海道告示第280号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（絵笛地区中山間地域総合整備（暗きょ、客土、区画整理、農用地改良保全、農業用排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道日高支庁に備え置いて、平成19年4月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年4月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第281号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年4月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量（1ℓ当たりの単価）

(1) 落札に係る船舶用燃料及び潤滑油及び数量（調達予定数量）

ア A重油 J I S 1種2号 1,221,000 ℓ

イ 軽油 J I S 2号 742,000 ℓ

ウ 潤滑油

（ア）シェルリムラF B30又は同等品 14,300 ℓ

（イ）シェルリムラF B40又は同等品 8,000 ℓ

（ウ）シェルロテラS X40又は同等品 4,400 ℓ

2 落札を決定した日

平成19年3月26日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 河辺石油株式会社

(2) 住 所 小樽市稲穂2丁目19番8号

4 落札金額

(1) A重油 J I S 1種2号 1ℓ当たりの単価 63円50銭

(2) 軽油 J I S 2号 1ℓ当たりの単価 71円40銭

(3) 潤滑油

ア シェルリムラF B30又は同等品 1ℓ当たりの単価 395円

イ シェルリムラF B40又は同等品 1ℓ当たりの単価 395円

ウ シェルロテラS X40又は同等品 1ℓ当たりの単価 395円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成19年2月9日付け北海道告示第88号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第282号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成19年4月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 積丹郡積丹町大字幌武意町14の1・14の2・14の4・15の4・42の1・239の1・335（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁産業振興部林務課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第283号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成19年4月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 石狩市厚田区安瀬99

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 石狩市厚田区聚富1184（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所 虻田郡豊浦町字礼文華540の2(次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字礼文華540の2(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 保安林の所在場所 日高郡新ひだか町静内西川19の1(次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課並びに石狩市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第284号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成19年4月13日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡江差町字泊町464地先・200・201・448・464・465(以上1筆地先5筆について次の図に示す部分に限

る。)

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 磯谷郡蘭越町字黄金306(国有林。次の図に示す部分に限る。)、10・50の1・51の7(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、50の3

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字黄金50の1・50の3・51の7(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、10、306

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 積丹郡積丹町大字幌武意町15の4地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所 苫前郡苫前町字九重293の1・294の1・294の5(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、292、294

の2、494

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所 利尻郡利尻町仙法志字久連51地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所 紋別郡上湧別町字南兵村 1 区565地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、560地先・560（以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。）、563の1、563の2、564の1、564の2、565

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡むかわ町穂別475の6（国有林。次の図に示す部分に限る。）、475の3（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

8(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡むかわ町穂別482の6（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第285号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年4月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 釧路市阿寒町阿寒湖温泉二丁目2の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

3 解 除 の 理 由 公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁産業振興部林務課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第286号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成19年4月13日

- 1 指定施業要件変更予定保安林 標津郡標津町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁産業振興部林務課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第287号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成19年4月13日

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 富良野市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 勇払郡占冠村（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課並びに富良野市役所及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第288号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成19年4月13日

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡上ノ国町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア 次は、主伐による。
- イ 上ノ国町（次の図に示す部分に限る。）
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 富良野市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア 次は、主伐による。
- イ 富良野市（次の図に示す部分に限る。）
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

北海道知事 高 橋 はるみ

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 富良野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、
の所在場所 富良野市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
富良野市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 河東郡音更町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
音更町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部
林務局治山課並びに富良野市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第289号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成19年農林水産省告示第392号のとおりである。

平成19年4月13日

- 1(1) 所在が不明な者
久遠郡せたな町瀬棚区元浦153所在の森林について所有権を有する 笹 森 時次郎
- (2) 掲 示 場 所 せたな町役場
- 2(1) 所在が不明な者
爾志郡乙部町字緑町522所在の森林について所有権を有する 沢 田 誠
- (2) 掲 示 場 所 乙部町役場
- 3(1) 所在が不明な者
中川郡美深町字菊丘155の1、155の2、348所在の森林について所有権を有する 杉 本 要 吉
- 中川郡美深町字菊丘155の3所在の森林について所有権を有する 中 村 ク マ
- 中川郡美深町字菊丘331所在の森林について所有権を有する 宮 川 敏 夫
- 中川郡美深町字辺浜56所在の森林について所有権を有する 水 上 崇
- (2) 掲 示 場 所 美深町役場

北海道告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年4月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 倶多楽湖公園線	登別市登別温泉町92番4地先から 登別市登別温泉町114番1地先まで	平成19. 4.13

北海道告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年4月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 苫小牧環状線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽塩谷2丁目4（Ⅰ－1－18－555） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市塩谷2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽塩谷2丁目5（Ⅰ－1－19－556） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市塩谷2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽塩谷2丁目6（Ⅰ－1－20－557） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市塩谷2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽富岡2丁目3（Ⅰ－1－111－648） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市富岡2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
苫小牧市字勇払132番18地先から 苫小牧市字沼ノ端2番74地先まで	前 後 後	15.25mから 29.93mまで 15.25mから 29.93mまで 21.50mから 40.00mまで	430.00m 430.00m 439.90m	— — —	
北海道告示第292号 河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。 その関係図面は、北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。 平成19年4月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 河 川 の 名 称 二級河川新甫川水系新甫川 2 廃川敷地が生じた年月日 平成19年4月13日 3 廃 川 敷 地 等 の 位 置 （左岸）島牧郡島牧村字元町216番3地先から同221番1地先まで及び同221番1地先から同226番3地先まで （右岸）島牧郡島牧村字千走字45番1地先から同村字元町226番2地先まで 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 1,113.54㎡					
北海道告示第293号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成19年4月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽塩谷1丁目1（Ⅰ－1－13－550） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市塩谷1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に					

(4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり

6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽富岡1丁目1（I－1－112－649）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市富岡1丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道小樽木現業所及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第294号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年4月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 売りさばき人の項有限会社森田商店の事項の次に次の1事項を加える。

財団法人沼田交通教育協会 平成19.4.5 町立沼田自動車学校

正 誤

○平成19年3月20日（第1857号）
北海道告示第182号（土砂災害警戒区域の指定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
45	右	21
誤	留萌三泊7	
正	留萌三泊 <u>町</u> 7	

○平成19年3月30日（号外第11号）
北海道企業管理規程第1号（北海道企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
1	右	9
誤	「勤務時間」の次の「、」を「及び」に改め「及び休憩時間」を削除する。	
正	「、休憩時間及び休憩時間」を「及び休憩時間」に改める。	

北海道企業管理規程第2号（北海道企業局組織規程の一部を改正する規程）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
1	右	17
誤	（昭和 <u>52</u> 年北海道企業局管理規程第 <u>3</u> 号）	
正	（昭和 <u>39</u> 年北海道企業局管理規程第 <u>2</u> 号）	

1	右	19
誤	第4条2の表中の	
正	第4条第2項の表中	